

令和3年4月1日

## 酒田市立亀ヶ崎小学校 いじめ防止基本方針

いじめ対策推進法第13条に基づき、以下のように「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) 基本理念

いじめはすべての児童に関する問題であり、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえて対応する必要がある。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての児童がいじめをおこなわず、及び、他の児童に対しておこなわれるいじめを認識しながらこれらを放置することができないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に対して児童が理解を深めることをとおして、「いじめのない安全で安心な学校」を築くことを旨として対策をおこなう。

#### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第二条関係）

#### (3) いじめ防止のための学校の責務

いじめの未然防止の基本となるのは、「授業が面白い」「仲間との関わりが楽しい」「はやく学校に行きたい」と思える学校である。言い換えれば、児童が、周囲の友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で学習や行事に主体的に参加・活躍できる、安定した学校である。

児童が集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係、学校風土を児童とともに創りあげていくために、教職員は児童の心に寄り添い、児童と向き合い、児童とともにいる時間をできるだけ多くしながら、受容・共感しながら信頼関係を構築し、豊かなかかわりの中で児童一人一人の心を育むように努める。

また、保護者ほか関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

### 2 いじめ防止のための取り組み

#### (1) 学校におけるいじめの防止

- ア) 「弱いものいじめや卑怯なふるまいはしない」「思いやりの気持ちを持ち、不正は見逃さない・見過さない」ことを掲げ、学校全体で組織的に取り組む。
- イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心通い・つながりあう対人交流能力の素地を養うため、全教育活動を通じた道徳教育と総合的な学習の時間や児童活動の充実を図る。
- ウ) P T A及び地域コミュニティとの連携を図り、いじめ防止についての啓蒙活動や研修を実施

しながら情報を共有し、いじめの防止に資する。

- エ) 児童が自主的に行う「いじめをなくす運動」などを通して、仲間同士の関わり合いを深め、「いじめをしない」、「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。

## (2) いじめの早期発見（小さな変化に対する敏感な気づき）

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、いじめの早期発見に全教職員が組織的に取り組んでいく。いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめはある」という目で観察し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめの早期発見に努める。

## (3) いじめの早期発見のための措置

### ア) いじめ調査等

- ① いじめを早期発見するために、児童に対していじめや生活上の悩みについて意識調査を行う。  
かめっこアンケート・定期調査で年6回実施する。
- ② 調査後に担任等との教育相談（学校カウンセリング）を行い、きめ細かな対応に努める。

### イ) いじめに対する相談体制の整備

- ① 児童の相談窓口は原則担任とするが、教職員のだれとでも相談できることを周知する。
- ② 保護者対応も含め、教頭・養護教諭・教育相談担当を中心に、いじめ相談窓口を設置する。
- ③ スクールカウンセラー、教育相談員を積極的に活用する。

## (4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対応

発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネット等を通じて発信される情報の特性を踏まえ、これらを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるように、必要な啓蒙活動として外部講師を招聘しての児童・保護者の情報モラル研修を実施する。

## 3 いじめ防止等に対する措置

### (1) いじめ防止のための組織

- ア) 校内のいじめの防止等の中核となる組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- イ) いじめ防止対策委員会は、校長が主催し、構成は運営委員会メンバー及び教育相談担当者とする。  
〔校長、教頭、教務主任、学年主任（1～6年、特別支援）、学び方育成部長、生き方育成部長、健康育成部長、教育相談担当〕
- ウ) 上記の他、必要に応じて主任児童委員、酒田市教育委員会、酒田市子育て支援課、酒田市福祉関係者、児童相談所担当者等を招聘することとする。
- エ) 学年主任、育成部長は、定例の会の中でいじめについての情報交換を行う。また、他にいじめ事案が発生した場合は緊急に対策委員会を開催する。

### (2) いじめ防止対策委員会の具体的な取り組み

- ア) 学校基本方針に基づく取り組みの実施と年間計画の作成・実行・検証・修正

- イ) 情報収集・記録・共有と共有情報を基にした組織的対応
  - ① 方針の決定
  - ② 事実関係の聴取
  - ③ 指導・支援体制の確立
  - ④ 保護者・外部機関との連携
- ウ) 校内研修や事例研究の企画・運営

### (3) いじめに対する措置

#### ア) すばやく正確な事実確認と報告・相談

- ① どんな些細なサインも留めることなく、すばやく相談や指導の連携がなされるようにする。
- ② 組織的にすばやく事実の有無を確認し、当事者双方、周りの子どもから聞き取り記録する。

#### イ) 指導体制と方針の決定

- ① 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする
- ② 指導体制を整え、教職員の役割分担を行うとともに、教育委員会・関係機関との連携を図る。

#### ウ) 被害・加害児童への指導・支援

- ① いじめられた児童を保護し、守り抜くことを伝えながら、心配や不安を取り除く。
- ② いじめた児童に対しては、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。同時に、毅然として態度で指導する。
- ③ いじめられた児童・いじめた児童共に、亀ヶ崎小学校の大切な一員であることを伝え、どちらも健全な学校生活を送れるように支援を行う。いじめた児童がいじめを行った経緯や心の葛藤などを聞き取り、保護者と共にその状況を把握し再発防止を目指す。

#### エ) 集団への働きかけ（状況に応じながら）

- ① 自分の問題として捉えさせ、止める勇気・誰かに知らせる勇気を持つという気概を育てる。
- ② いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- ③ いじめを行った児童が誰か判明しない場合は、いじめられた児童の了承をとりながら、いじめの内容を集団に示し、集団の一人ひとりがいじめた児童へメッセージを作成し、掲示させる。それにより、いじめが許されない行為であることを伝えるようにする。

#### オ) 保護者との連携及び対応

- ① 直接会っていじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ② 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

## 4 重大事態への対処

- ア) 重大事案が発生した場合は、全職員にその旨を知らせるとともに、酒田市教育委員会に報告し協議のうえ調査組織を校内に設置する。また、PTA三役にもプライバシーに配慮しつつ重大な事態が発生した旨を伝え、協力を仰ぐ。
- イ) 調査組織は、いじめ防止対策委員会を母体に事実関係を調査する。その際、必要に応じ酒田市教育委員会の指導助言を仰ぎ対応する。また、その結果は酒田市教育委員会に報告をする。
- ウ) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷ついたり、周囲の児童や保護者、地域にも不安や同様が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童の心のケアと落ち着いた学校成果を取り戻すための支援に努める。
- エ) 学校に不都合なことがあっても、事実と向き合い、調査結果を重んじて再発防止に取り組む。

## 5 校内研修

いじめの理解、組織的な対応、指導記録の活かし方などについて、カウンセラーや外部からの指導者も活用しながら、計画的に研修を実施する。

## 6 学校評価と教職員評価

### (1) いじめ問題への対応に関する学校評価・教職員評価

学校評価においては、基本的には「友だちや教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができているか」を学校経営の領域で評価する。

いじめに関しては、その有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や児童・地域の状況を十分に踏まえた目標設定、具体的な取り組みになっているかを、生き方育成部の領域で評価し、P D C Aのマネジメントサイクルに乗せ、課題を改善していく。

教職員評価においては、必要に応じて学校運営の領域で、校務分掌や学年・学級経営等と関連付けながら、いじめの問題に関する対応状況を評価する。

### (2) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学区コミセンや自治会の各種会合、P T Aの各種懇談会、学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。また、学校評価を公表することにより、保護者や地域住民の理解・協力を仰ぎ、保護者・地域と一体となって健全育成及びいじめ防止に努めていく。